

諮問番号：平成31年度諮問第4号

答申番号：平成31年度答申第6号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市A福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分において、適正な申告をしていなかったとして、費用の返還を求められているが、全ての金銭は、飲食代金及び旅行代金の立替え、自己の口座を介した元夫から実母への借金返済、キャンセル料金の振込み、解約時の返金等である。  
これらの金銭は、審査請求人に戻ってくるべき金銭等がその口座に振り込まれているだけであり、処分庁に申告するべき収入ではなく、返還する義務がないものである。
- 2 処分庁は、「B 15, 190円」の入金について審査請求人が「洋服を購入したが、サイズが大きかったため返品し、返金された。」と説明したとするが、そのような説明はしていない。この入金は、チケットのキャンセル料である。
- 3 処分庁は、「C 188, 000円」の入金について、審査請求人が「お金が足りず、急な出費があったときにお金を前夫より借りていたと。借りたお金はすべて返金した。」と説明したとするが、そのような説明はしていない。この入金は、前夫である「C」が審査請求人の母から借金し、その返済を審査請求人の口座を経由して行っていた（審査請求人が口座に振り込まれたお金を母に渡していた）ものである。なお、その証拠として、審査請求人は、令和元年7月23日、領収証（母が書いたものであると主張）等を審理員に提出した。
- 4 処分庁が法第29条第1項の規定に基づいて平成29年8月14日に行った調査の結果確認された、審査請求人名義のD銀行の預金口座にあった審査請求人以外の者からの合計43万4567円の入金（以下「本件各入金」という。）について申し立てた事実を証明する具体的な資料がなければ収入認定するということであるが、もし申立ての内容が事実であるとすれば、これはえん罪である。
- 5 立て替えたお金を友人から返してもらった場合に、それを友人に証明してもらう必要があるとすれば、「あなたが証明してくれないと私はお金を回収されます」と説明する必要がある。これではプライバシーが全くなくなる。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 法の規定等

##### ア 法の規定

(ア) 法第4条第1項は、「保護（法による保護をいう。以下同じ。）は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(イ) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う。」と規定している。また、同条第2項は、「前項（同条第1項）の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

(ウ) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(エ) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している（なお、広島市では、同項の規定による費用徴収の決定に関する事務は、市長から福祉事務所長に委任されている（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第5条第2項第1号）。）。

##### イ 国の通知

生活保護行政の運営は、従前より、国（厚生労働省）が示してきた「生活保護法による保護の実施要領」、「生活保護手帳別冊問答集」等により取り扱われてきたところ、平成18年、国（厚生労働省）は、生活保護行政の適正な運営という観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、関連事項を整理し、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発し

た。

この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言であり、国（厚生労働省）は、地方自治体に対し、当該通知により生活保護行政を運営するよう指導等を行っている。

本件処分時の「生活保護行政を適正に運営するための手引」（平成30年9月28日付け社援保発0928第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知による改正前のもの。以下「適正運営手引」という。）のうち、本件に係る定めは、次のとおり。

(ア) 法第78条の趣旨（適正運営手引Ⅳの3の(1)）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は刑法（明治40年法律第45号）該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第78条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

(イ) 法第78条の適用（適正運営手引Ⅳの3の(2)）

不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。

法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

- ① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。

(2) 法第61条の規定に基づき申告すべき収入について

ア 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があ

つたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とし、収入変動等に係る届出の義務（以下「届出義務」という。）を規定している。

イ 法第61条が、被保護者に対して、このような届出義務を課しているのは次のような理由による。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第4条第1項、第8条）ものであるから、保護の適正な実施を図るには被保護者の生活の実態が常に保護の実施機関に明らかにされていることを要する。そのため、保護の実施機関の側における職権調査が重要であるとともに、これに対応して被保護者の側においても生活の実態を保護の実施機関に告知することが要請される（以上につき、東京高裁昭和31年（う）1409号昭31.12.27判決に同旨）。そうだとすれば、被保護者が収入を申告するに当たっては、保護の実施機関が被保護者の収入をありのままに把握できる内容である必要がある。

ウ したがって、被保護者が法第61条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に増加している金銭等であればその種類や原因のいかんは一切問わないと考えるべきであり、結果として保護の実施機関が収入認定の対象としないもの及び控除の対象となるものについても同条の「収入」に当たり、申告の対象となると解すべきである。

エ これを本件について見ると、特定の個人名義の預金口座にされた入金、当該個人が自由に使用することができるものであって、現実に増加している金銭等といえるから、本件各入金は、法第61条に基づき申告すべき「収入」に当たる。

(3) 「不実の申請その他不正な手段」該当性について

ア 法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」について、国（厚生労働省）が作成した適正運営手引においては、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（IVの3の(1)、前記(1)のイの(ア)）。

また、裁判例においても、「法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、徴収できるとしているのであって（法第78条第1項）、同項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である。」と判示されている（大阪高判平29.3.17判例自治445号7

9ページ)。

イ そして、不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点でケース診断会議等において十分協議検討して決定することとされており、法第78条によることが妥当であると考えられる場合は、以下の状況が認められるような場合とされている（適正運営手引IVの3の(2)のウ、前記(1)のイの(イ)）。

- ① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに  
応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又は  
その職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず  
これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等  
の内容が虚偽であることが判明したとき。

ウ 前記(2)のとおり、審査請求人は、本来、法第61条の規定に基づき、本件各入金  
を申告すべき義務を負っているといえることから、客観的には、同条の規定に  
よる届出義務に違反しているといえる。

しかしながら、被保護者は、保護実施機関からの説明がなくても届出義務がある  
ことを認識していたと認められる場合は別として、通常は、保護実施機関から  
の申告すべき収入についての説明によって届出義務を認識するものと考えられる。  
そうすると、本件のように客観的にみて法第61条の規定による届出義務に違反  
しているとしても、直ちに法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正  
な手段により保護を受け」と認められるとするのは被保護者にとって酷という  
べきであって、当該要件を具備していると認められるのは、被保護者が保護実施  
機関の説明等により当該収入に届出義務があることを知ることができる場合であ  
ると解するのが相当である。

エ 以上のことを踏まえ、本件をしてみると、処分庁の職員は、平成19年5月2  
3日、平成23年4月14日、平成25年6月24日及び平成27年6月30日、  
審査請求人に「生活保護のしおり（受給者用）」（以下「生活保護のしおり」とい  
う。）を手交して届出義務について説明し、これに対し、審査請求人は、平成2  
5年6月24日及び平成27年6月30日、処分庁宛てに、署名・押印をした  
『生活保護のしおり』の説明・受領確認書を提出した。

生活保護のしおりには、保護費以外の収入があればどんな収入でも、詳しく、  
正しく、速やかに届ける必要がある旨（生活保護のしおり3ページ）及び収入の  
申告をしなかったり、偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、不正に受け  
た保護費を徴収する旨（生活保護のしおり6ページ）が説明されており、収入申  
告が必要な場合の例の中には、生命保険の返戻金や医療費等の還付金といった被

保護者の総体的な財産の増加を伴わないものも含まれている。そうであれば、生活保護のしおりの記載からは被保護者の総体的な財産の増加を伴わない場合等であっても被保護者が利用し得る資産が増加する場合には、それを広く申告の対象としていることが読み取れる。よって、本件においては、審査請求人は、処分庁から、本件各入金は届出義務の対象となる収入に該当することを認識するに足りる説明を受けていたといえる。

また、収入及び支出の多くは預金口座を經由して行われるのが一般的であるから、預金口座は金銭管理の基本的手段といえるところ、自分の預金口座に入金があったら、一般的には収入があったと認識し得るのであり、それとともに保護実施機関への申告の必要性も認識できるといえる。この点、本件各入金は、いずれも審査請求人名義の預金口座に、複数の第三者から複数回にわたって入金されているのであるから、仮に入金の経緯に様々あったとしても、本件各入金に届出義務のあることを認識できたといえる。

それにもかかわらず、審査請求人は、処分庁に対し、平成25年1月から平成26年8月まで及び同年11月から平成29年5月までの間の収入について、児童手当、児童扶養手当等のみを申告し、本件各入金を申告していないのであるから、審査請求人は、法第78条第1項の規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえる。

オ 以上のことから、処分庁は、本来受給すべき保護費の額を超えた額について、法第78条第1項の規定により、当該額を徴収することができる。

なお、本件処分は、A福祉事務所の所長以下複数の職員から成るケース診断会議において協議検討された上で決定されており、適正運営手引（IVの3の(2)参照）に示された適正な手順ののっとり行われたことが認められる。

#### (4) 費用徴収額について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される（札幌地裁平成18年（行ウ）第10号平20.2.4判決に同旨）。

イ そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしていないのであるから、およそ被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するものであれば、それは原則として収入認定の対象となるというべきである。

ウ 本件の場合、審査請求人名義の預金口座に本件各入金があったことが認められる。そして、一般的に、特定の個人名義の預金口座に入金されたお金は、当該個人が自由に使用できるものである。

この点、本件各入金について、審査請求人は、「立て替えや返金、キャンセル料等であって収入申請する義務はないと思った。」、また、本件各入金のうち「C」からの入金について「私の母から、前夫（C）が借金していたお金を返す手段として私の銀行口座を経由して入金されているものであって、すべて、母親に渡して返金しているものなので、私の収入ではありません。」と主張する。

これは、返還されるべき金銭が返還されただけ又は金銭が審査請求人の口座を経由しただけであって、審査請求人の利用できる資産が増加するものとはなっていないと主張しているものと解される。

しかしながら、審査請求人は、本件処分以前には、本件各入金のうち「E」からの入金に係る主張を裏付ける資料として、平成30年3月7日、処分庁に対し、解約・返品伝票の写しを提出しているが、その他の各入金については、何ら資料を提出していない。

このような状況からすると、処分庁は、本件各入金のうち「E」からの入金以外の各入金については、審査請求人が主張するような入金の経緯を確認する客観的な資料がないのであるから、審査請求人名義の預金口座に当該各入金があったという事実しか認定できない。換言すれば、処分庁は、「E」からの入金以外の各入金については、これを「収入」と認定せざるを得ない。

エ ところで、本件処分において、処分庁は、本件各入金のうち、消滅時効が成立している平成24年12月12日から平成25年9月27日までの入金額の合計13万0130円及び不実の申請に該当しないとした平成26年10月17日に入金された1万5000円を除いた28万9437円を未申告の収入と認定し、当該収入相当額の保護費を不正に受給したとして、法第78条に基づく費用徴収額を28万9437円と決定している。以下では、これらの控除の妥当性について検討する。

オ まず、13万0130円の控除について検討する。

法第78条に基づく返還請求権は公法上の債権であって、その消滅時効は5年であり、かつ、時効の援用を要せずに当然に消滅するから（地方自治法第236条第1項及び第2項）、本件処分において前記返還請求権を行使する時点、すなわち、本件処分を行った平成30年9月28日の時点で、平成25年9月28日以前に支給した保護費に関する返還請求権は時効により消滅している。したがって、処分庁は、本件各入金のうち平成24年12月12日から平成25年9月28日までに審査請求人名義の預金口座に入金された合計13万0130円に相当する額は、収入認定の可否にかかわらず、返還請求できない。よって、費用徴収額を決定するに当たり、本件各入金の合計額から13万0130円を除いたこと

は適正であるといえる。

カ 次に、1万5000円の控除について検討する。

審査請求人は、平成25年1月から平成26年8月まで及び同年11月から平成29年5月までの収入については、児童手当、児童扶養手当等のみしか申告していないのであるから、当該期間における入金的事实を故意に隠蔽した（＝不実の申請に当たる。）ことが明らかである。これに対し、平成26年9月及び10月の収入については、申告が行われていないことから、これを前者と同じように、入金的事实を故意に隠蔽した不実の申請に当たると捉えないことにつき、それが不当な取扱いとはいえない。よって、費用徴収額を決定するに当たり、本件各入金の合計額から1万5000円を除いたことは不当とはいえない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の主張（前記第2）のうち、同1については、前記(4)において述べたとおりであり、その余については、以下のとおりである。

ア 前記第2の2の主張について

審査請求人が、「B」からの入金がキャンセル料であると説明したことについては、平成30年9月28日付け決裁のケース診断会議記録票（不当受給用）の2の「H30. 3. 7」の欄に記載があるところ、審査請求人は、当該入金を利用できる資産ではないことを裏付ける資料を提出していないのであるから、当該主張は、本件処分に影響を与えない。

イ 前記第2の3の主張について

前記アと同様、審査請求人の主張は、本件処分に影響を与えない。

本件審理手続において、審査請求人は、「C」からの入金の挙証資料として「F」が「G」に差し入れた旨の記載がある金銭借用証書と「G」が「F」に宛てた領収証を提出している。しかし、本件のような処分の取消しを求める審査請求における違法又は不当事由の判断時期は処分時である。そうであれば、前記挙証資料により審査請求人の主張する「C」からの入金の経緯等が事実であると認定することができるかどうかは別として、本件処分の時までに処分庁に提出されていない前記挙証資料は、本件処分が違法又は不当であるかどうかを判断するに当たり考慮することができない。すなわち、前記挙証資料は、本件処分に影響を与えない。

なお、処分庁において、前記挙証資料を考慮し、また、新たに調査を行う等して、本件処分を見直すという対応もあり得ると考えられる。

ウ 前記第2の4及び5の主張について

本件処分に係る費用徴収額は前記(4)のとおりであるところ、この主張は、審査請求人が法第78条第1項の規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたという結論を左右するに足りる理由とはなり得ない。

以上のとおり、審査請求人のこれらの主張は、本件処分の取消しを行うべき理由



にはならない。

(6) まとめ

以上の次第であり、本件処分は、法第78条の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

#### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

#### 第5 調査審議の経過

令和元年11月15日 審査庁から諮問書を受領

令和元年11月25日 第1回合議体会議 調査審議

令和元年12月 9日 第2回合議体会議 調査審議

#### 第6 審査会の判断の理由

1 法第61条の規定に基づき申告すべき収入について

- (1) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に収入変動に係る届出義務を課している。その理由は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であつて、かつ、これを超えないものでなければならないところ（法第4条第1項及び第8条）、保護の適正な実施を図るに当たっては被保護者の生活の実態が常に保護の実施機関に明らかにされていることを要し、そのためには、保護の実施機関の側における職権調査が重要であるとともに、これに対応して被保護者の側においても生活の実態を保護の実施機関に告知することが要請されるからである（前記東京高裁判決に同旨）。

この点、特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、その個人に宛ててされたものであり、その個人は当該入金に係る金員を自らの資産として活用し得るのが通常であるから、当該金員がその者の資産には当たらないと評価すべき特段の事情がない限り、当該金員はその個人の収入に当たると解するのが相当であり、したがって、その個人は、法第61条の規定に基づき、当該入金について処分庁に申告すべき義務を負うと解すべきである（さいたま地判平29.9.21判自425号81ページに同旨）。

- (2) 以上のことを本件について見ると、本件各入金は審査請求人名義の預金口座に入金されたものであるから、以下、本件各入金について前記特段の事情が認められる

かどうかを検討する。

審査請求人は、本件各入金が、全て、貸した金銭を返してもらったものや物を購入した代金等が返金されたものであるなどと主張した上で、「E」からの入金に係る挙証資料として解約・返品伝票の写しを、また、「C」からの入金に係る挙証資料として「F」が「G」に差し入れた旨の記載がある金銭借用証書（平成16年6月18日付け）及び「G」が「F」に宛てた領収証（平成25年11月28日付け、同年12月17日付け、平成26年1月24日付け、同年3月27日付け、同年4月24日付け、同年11月18日付け、同月27日付け、同年12月25日付け、平成27年1月23日付け、同年3月18日付け、同月28日付け、同年4月22日付け、平成28年4月1日付け、同年6月2日付け、同年9月29日付け及び同年11月29日付け）を提出している。

- (3) まず、「E」からの入金について、審査請求人は、前夫の家族から机をプレゼントされたが、審査請求人宅に机が入らなかったことからキャンセルしたため返金されたものであり、返金された金銭は、前夫の家族に返した旨の説明をしている。

この点、審査請求人の説明によれば「E」からの入金は、元々審査請求人へのプレゼントに係るものであるところ、所与の証拠書類等からは、当該入金が審査請求人の資産には当たらないと評価すべき特段の事情は見当たらない。

したがって、「E」からの入金は、法第61条の規定に基づき処分庁に申告すべき収入に当たる。

- (4) 次に、「C」からの入金に関し、審査請求人は、処分庁において作成された平成29年12月14日の審査請求人との電話対応記録の内容（お金が足りず、急な出費があったときにお金を前夫より借りていたと。借りたお金はすべて返済済みであると。）について否認しているものの、平成30年3月7日に処分庁の職員が審査請求人宅を家庭訪問した際に「『E』からの振込み（略）に係る挙証資料として解約・返品伝票の写しを提出したが、その他の収入については立て替えた金銭であるため挙証資料を提出することは難しい」と申し立てている。

この点、審査請求人は、平成30年12月26日付け審査請求書及び平成31年6月10日付け反論書において、「C」からの入金は前夫が審査請求人の母への借金を返済する際に審査請求人名義の預金口座を経由したものである旨説明し、また、挙証資料の提出は難しいとの前記申立てから1年4か月以上経った令和元年7月23日になって初めて前記(2)の金銭借用証書及び領収証を提出している。

このように、「C」からの入金に関し、審査請求人の説明は、「立て替えた金銭である」から「前夫が（自分の）母に借りた」に内容が一転している。また、審査請求人は、本件審理手続において平成25年11月28日から平成28年11月29日までの間の各日（前記(2)）に作成された審査請求人の母名義の領収証（領収日は全て審査請求人の口座に入金のあった日の翌日）等を提出しているが、これについても、当初の（挙証資料の）「提出は難しい」から「提出」に対応が一転している。

審査請求人のこうした言動の変わり様に鑑みれば、審査請求人の主張が十分に説得力を有していると認めることは困難であり、また、審査請求人から提出された前記証拠書類は、「C」からの入金審査請求人の資産には当たらないことを裏付けるに足りる証明力を有しているとは認め難い。加えて、他に当該入金が当該資産には当たらないと評価すべき特段の事情も見当たらない。

したがって、「C」からの入金は、法第61条の規定に基づき処分庁に申告すべき収入に当たる。

- (5) その他の各入金についても、それが審査請求人の資産には当たらないと評価すべき特段の事情は認められない。
- (6) よって、本件各入金は、法第61条の規定に基づき処分庁に申告すべき収入に当たるといえる。すなわち、審査請求人には、本件各入金について処分庁に申告すべき義務がある。

## 2 「不実の申請その他不正な手段」該当性について

- (1) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解されている。
- (2) 審査請求人は、処分庁から、本件各入金が届出義務の対象となる収入に該当することを認識するに足りる説明を受けていたにもかかわらず、処分庁に対し、平成25年1月から平成26年8月まで及び同年11月から平成29年5月までの間の収入について、児童手当、児童扶養手当等のみを申告し、本件各入金を申告していないのであるから、前記期間において、法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえる。
- (3) なお、平成26年10月17日に入金された1万5000円については、収入申告書を徴した時期から外れているため、処分庁において不実の申請その他不正な手段により保護を受けたと捉えないことが不当であるとはいえない。

## 3 費用徴収額について

- (1) 本件処分において、処分庁は、費用徴収額を決定するに当たり、本件各入金のうち平成24年12月12日から平成25年9月27日までの入金額の合計13万0130円について消滅時効が成立しているとして、前記2の(3)の1万5000円と同様に本件各入金の合計額から控除している。

この点、本件処分を行った平成30年9月28日の時点で、平成25年9月28日以前に支給した保護費に関する返還請求権は時効（5年）により消滅しているため、費用徴収額を決定するに当たり、本件各入金の合計額から13万0130円を控除したことが不当であるとはいえない。

- (2) よって、処分庁が、費用徴収額を決定するに当たり、本件各入金の合計額から前記2の(3)の1万5000円及び前記(1)の13万0130円の合計14万5130円を控除したことが不当であるとはいえない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人の他の主張が本件処分を取り消すべき理由にはならないことについては、  
審理員意見書のとおりである。

5 以上のことから、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実